

広報かるまい お知らせ版 その1

毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

臨時・嘱託職員を募集します！

募集職種 (勤務先)	人員	必要資格	雇用条件等 ①賃金 ②勤務時間 ③雇用期間	申込締切・試験日	担当
一般事務 (役場・産業振興課)	1人	・普通自動車運転免許 ・基本的なパソコン操作	①日額 5,870円～6,830円 【通、健、厚、雇】 ②8：30～17：15 (休憩60分) ※原則として、土、日、祝日が休日 ③5月1日～10月31日まで (更新あり)	申込：4月20日(金) 試験：4月25日(木)	産業振興課 ☎46-4746
学力支援向上員 (軽米小学校)	1人	・教員免許	①月額 180,000円 【労、健、厚、雇】 ②8：15～15：00 (休憩45分) ※原則として、土、日、祝日が休日 ③採用日～平成31年3月31日まで (更新なし)	申込：4月20日(金) 試験：4月25日(木) ※予定	教育委員会事務局 ☎46-4743
学校図書館支援 (町内の小中学校・ 町立図書館)	1人	・普通自動車免許 ・基本的なパソコン操作	①日給 5,870円～6,830円 【労、健、厚、雇】 ②早番 8：30～17：15 (休憩60分) 遅番 9：50～18：30 (休憩60分) ※原則として月曜、祝日が休日 ③採用日～平成31年3月31日まで (更新あり)	申込：4月22日(日) 試験：4月25日(水)	図書館支援協力会 ☎46-4333

○勤務条件等の表示の説明

通＝通勤手当 健＝健康保険 厚＝厚生年金 雇＝雇用保険 労＝労災保険への加入を示しています。

【選考方法】 個人面接

【申込方法】

①最寄りのハローワーク（二戸公共職業安定所等）に求職者登録をし、紹介状の交付を受ける。

②市販の履歴書に写真を貼付し、紹介状、免許・資格証の写しとともに担当課(勤務場所)へ提出する。(郵送可)

固定資産税に関するお知らせ

■問い合わせ
税務会計課 (☎46-4737)

固定資産税は町内に土地家屋などを所有する方に課税されます。

○固定資産税とは

毎年1月1日時点で土地、家屋、償却資産を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定される税額を、固定資産の所在する市町村に納める税金です。

○課税明細書の内容をご確認ください

課税明細書には、所有する土地や家屋の所在地、面積、評価額などが記載されていますので、納税者自身で内容を確認できます。

内容が実際と違うとき（所有権移転などの登記をしたのに変更されていない、取り壊しの届け出をした家屋が記載されている、あるいは、家屋があるのに載っていないなど）は、納税通知書の最後にある「異動届」に記入して提出してください。

また、住所・氏名や納税管理人の変更などがある場合にも、必ず届け出をお願いします。

○土地・家屋価格等縦覧帳簿が縦覧できます

町内に土地を所有する納税者の方は「土地価格等縦覧帳簿」、家屋を所有する納税者の方は「家屋価格等縦覧帳簿」で価格などを縦覧することができます。

【縦覧期間】 5月1日(火)まで 【縦覧時間】 8：30～17：00

【縦覧場所】 税務会計課 ※印鑑と納税通知書をお持ちください。

○新築住宅に対する特例措置

次の基準に該当する住宅は、新築後3年間は特例が適用され、居住部分の床面積が120㎡までの部分については、税額の2分の1の額が減額されます。

区分	居住部分の割合	該当床面積
専用・貸家住宅	全部	50㎡以上280㎡以下
併用住宅	2分の1以上	居住部分の50㎡以上280㎡以下

○家屋の新築や取り壊しの際はご連絡ください

家屋（住宅、物置、車庫、畜舎など）を新築したり取り壊した場合、現況確認が必要ですので、必ず税務会計課までご連絡ください。

教育相談の開催について

お子さんのことで、気になることがありましたらぜひご相談ください。

教育相談員、指導主事などが面接や電話でご相談を受け付けています。

ひとりで悩まないで、どうぞお気軽にご相談ください。

▶日時 4月24日(火) 9:00～15:00

▶場所 軽米中央公民館(1階事務室)

▶相談員 圃田清和さん

▶教育相談受付番号

☎ 46-4743

(町教育委員会事務局 教育総務担当)



旧晴高小での古着直接受入について

軽トラックなどで多くの古着を出される方はご利用ください。古着回収ボックスと同じように中身が見えるビニール袋に入れてお持ちください。

▶日時 4月20日(金) 8:30～10:00

▶場所 旧晴高小学校 正面玄関
(玄関となりの部屋が一時保管場所)

▶内容

回収できる古着は衣類(外着)全般、Tシャツ、くつ、かばん、ベルトなどです。古着を入れるビニール袋は小分けにし、口をしぼって持ち運びしやすいようにお願いします。



補助金をご活用ください

■この枠内の問い合わせ
産業振興課・農林振興担当
(☎46-4740)

名称	軽米町養鶏生産基盤育成強化事業費補助金	軽米町農産物大規模生産施設整備強化事業費補助金	薪ストーブ等利用拡大支援事業補助金
事業の内容	軽米町に住所のある方などが、一定の条件を満たして町内に鶏舎を新設する場合、新築する鶏舎の建設費用に対して、予算の範囲内で補助金を交付します	軽米町に住所のある方などが、一定の条件を満たして町内に大規模な農産物生産施設を新設する場合新築する施設に対して、予算の範囲内で補助金を交付します	軽米町に住所のある方などが、本体価格2万円以上の薪ストーブまたはペレットストーブなどを購入設置する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します
補助率	費用の10分の1	費用の10分の1	費用の2分の1
補助金の限度額	1,500万円	1,500万円	10万円
補助対象期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日まで		
補助金事業の選定等	提出された申請書(計画書)を審査し決定します		

平成30年度 緑の募金運動の実施について

町では、環境緑化、森林保全のため、緑の募金活動を行い、区長文書を通じて募金の取りまとめを依頼しています。また小軽米・晴山各出張所、役場産業振興課(県緑化推進委員会軽米支部の事務局)で募金をお預かりしています。

皆さんから寄せられた「緑の募金」は、グリーンデーや各行政区から要望のあった苗木などの購入に使用されています。

積極的なご協力をお願いいたします。

▶活動期間

緑の募金期間 5月31日(木)まで

林業振興祭(フォリスト・パーク開催) 5月3日(木)

▶募金目標

1世帯あたり 100円

※各行政区の募金額は広報かるまいお知らせ版で公表します。

森林は伐採、開発には 手続きが必要です！

森林を伐採、開発する際には、事前の届出や許可申請など各種手続きが法律などで定められています。

森林の伐採、開発の計画がありましたら、下記の通り、役場産業振興課または県北広域振興局農政部二戸農林振興センター林務室(☎23-9204)にご連絡、ご相談ください。

○役場産業振興課・農林振興担当

・保安林以外の森林での伐採

○県北広域振興局農政部二戸農林振興センター林務室

・保安林での立木の伐採や土地の形質の変更

・保安林以外の森林での1haを超える開発行為

アカマツを 松くい虫被害から守りましょう

松くい虫の被害拡大を防ぐには、害虫の産卵場所となる枯れたアカマツを早期に発見し、適正に処理することが予防の第一歩となります。

森林の所有者の皆さまは、巡回や不要木の処分などによる森林管理を図るとともに、枯れたアカマツを見つけた場合は、所在地などの情報をご連絡くださるようお願いいたします。

平成30年度 農作業安全運動スローガン 『農作業 ころのゆとりで 事故防止』

春の農繁期は農業機械による作業の頻度が高まり、農作業事故が発生しやすい時期です。下記のことを心がけ、一人一人が注意を払い、農作業事故を防ぎましょう。

- ゆとりのある計画的な作業を心がけましょう。
- 夕暮れ時は道路を歩行または農業機械で走行する際は、身に付けるものや農業機械に夜行反射材を付けましょう。
- 家族のだれでもエンジンを停止できるよう、日ごろから機械のスイッチの位置を家族で共有しましょう。
- 一人の作業は避け、家族には作業場所と帰宅時刻を知らせましょう。
- 圃場や路肩は事前に点検し、路肩がわかるように草刈りをしたり、路面のくぼみを埋めるなどの修繕を行いましょう。
- 脚立など高所での作業をするときは、転落しないよう注意しましょう。
- 農作業に出かけるときは、携帯電話を持ち歩きましょう。

一人一人が注意を払い、事故防止に努めましょう。

広報かるまい お知らせ版 その2

毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

平成30年度軽米町地域支援事業のお知らせ

町では、介護予防のためのサービスや介護保険制度を補うサービスとしてさまざまな事業を行っています。
利用を希望する方は申請手続きを行ってください。

事業名	1.あったかヘルパー	2.はつらっデイサービス	3.ひとり暮らし高齢者見守り事業
事業内容	ホームヘルパーが週に1～2回、自宅を訪問し、次のような支援を行います。 ①家事に関すること 調理、洗濯、掃除、買い物など ②介護に関すること 食事・排せつ・入浴・着替えなどの介助 ③相談や助言に関すること (年末年始を除く月～金まで)	閉じこもり予防、介護予防を目的にしたデイサービス(送迎、創作活動、給食、入浴)で月2回までを上限とします。	相談員が家庭訪問または電話による見守りを月1回行います。
対象者	次のいずれかに該当する方 ①積極的に介護予防が必要と判定された方 ②65歳以上の一人暮らしまたは高齢者だけの世帯の方 ③65歳以上で支援が必要な方 ※介護認定を受けている方は利用できません。	次のいずれかに該当する方 ①積極的に介護予防が必要と判定された方 ②65歳以上の一人暮らしまたは高齢者だけの世帯の方 ③75歳以上で支援が必要な方 ※介護認定を受けている方は利用できません。	65歳以上の一人暮らしの方で、軽米町災害時要援護者台帳に登録している方 ※他のサービスを利用している方は、対象外となる場合があります。
自己負担額	1回(1時間)あたり150円 (生活保護の方は無料)	1回あたり750円 (生活保護の方は無料)	なし
実施機関	軽米町社会福祉協議会	軽米町社会福祉協議会 くつろぎの家	軽米町社会福祉協議会
申請先	利用したい施設へ直接、申し込み下さい。 軽米町社会福祉協議会 ☎46-2881 くつろぎの家 ☎47-2351		

事業名	4.よりそい弁当	5.おむつ支給事業	6.介護手当
事業内容	月曜日～土曜日まで、夕食として1回当たり1食を配達します。 ※利用者宅に原則手渡して配達することとします。	常時おむつ等を利用する方を在宅で介護されている家族へおむつ等を現物支給します。 品目は、紙おむつ、尿とりパット、リハビリパンツで、1人1ヶ月あたり4,000円を限度とします。	1年間、介護保険サービスを必要最低限のみ利用し、在宅で適切に介護されている家族に対し年額10万円を限度に支給します。
対象者	次の全てにあてはまる方 ①心身の障害、疾病により食事の調理が困難な方 ②障がい者または65歳以上の高齢者のみの世帯の方	要介護4・5と判定された町民税非課税世帯の方を在宅で介護している方	次の全てにあてはまる方 ①町民税非課税世帯の方 ②要介護4・5と認定された方を在宅で適切な介護をしている方 ③介護保険サービスを必要最小限で対応している方
自己負担額	お弁当 300円 おかず(ごはんなし) 200円	なし	なし
実施機関	(株)軽米町産業開発	軽米町社会福祉協議会	軽米町健康福祉課
申請先	介護認定を受けている方は、担当ケアマネジャーへご相談下さい。	利用したい施設へ直接、申し込み下さい。	申請にあたっては、担当ケアマネジャーへご相談下さい。

問い合わせ先 健康福祉課・福祉担当 ☎46-4736 FAX: 48-1061